

青木村介護予防・日常生活支援総合事業 指定基準一覧

(訪問型サービス)

サービスの種別		現行の訪問介護相当	訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)
サービスの内容		訪問介護職員による身体介護、生活援助	生活援助
対象者とサービス提供の考え方		<ul style="list-style-type: none"> ○既にサービスを利用してるケースでサービスの利用継続が必要なケース ○下記のような訪問介護職員によるサービスが必要なケース <ul style="list-style-type: none"> ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要 	<ul style="list-style-type: none"> ○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進 ※サービス内容は柔軟に提供可能としつつ、ケアマネジメントにより、利用者の自立支援に資するサービスを提供
実施方法		みなし事業所指定	事業所指定／委託
基準	人員	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者・・・常勤・専従1以上(支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務従事可能) ・訪問介護職員等・・・常勤換算2.5以上 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等終了者】 ・サービス提供責任者・・・常勤の訪問介護職員等のうち、利用者40人以上に1人以上(一部非常勤職員可能) 【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者・・・常勤・専従1以上(支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務従事可能) ・従事者・・・必要数 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は研修受講者】 ・訪問事業責任者・・・従事者のうち必要数 【資格要件:従事者に同じ】
	設備	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備、備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備、備品
	運営	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・重要事項等の作成、説明、同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護職員等の清潔の保持、健康状態管理 ・秘密保持等 ・衛生管理 ・事故発生時の対応 ・苦情の処理 ・廃止、休止の届出と便宜の提供 等 ≪現行の基準と同様≫ 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ個別サービス計画の作成 ・従事者の清潔の保持、健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止、休止の届出と便宜の提供
報酬及び利用者負担額		<ul style="list-style-type: none"> ※国が示す報酬単価を準用(加算同様) ・週1回程度利用 11,680円/月 ・週2回程度利用 23,350円/月 ・週2回程度を超える利用 37,040円/月 ●負担割合は1割(高額所得者は2割) 	<ul style="list-style-type: none"> ※村独自の単価 ・週1回程度利用2,630円/回 (本人や家族状態等を的確に把握した上での自立やQOL向上目的で支援を行う) ●負担割合は1割(高額所得者は2割)

青木村介護予防・日常生活支援総合事業 指定基準一覧

(通所型サービス)

サービスの種別		現行の通所介護相当	通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)
サービスの内容		生活機能向上のための支援、機能訓練	ミニデイサービス・運動・レクリエーション 等
対象者とサービス提供の考え方		<ul style="list-style-type: none"> ○既にサービスを利用しているケースでサービスの利用継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要	<ul style="list-style-type: none"> ○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進 ※サービス内容は柔軟に提供可能としつつ、ケアマネジメントにより、利用者の自立支援に資するサービスを提供
実施方法		みなし事業所指定	事業所指定
基準	人員	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者・・・常勤・専従1以上(支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務従事可能) ・生活指導員・・・専従1以上 ・介護職員・・・15人未満 専従1以上 15人以上 利用者1人に専従0.2以上 ・機能訓練指導員・・・1以上 ・看護師又は准看護師・・・1以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者・・・常勤・専従1以上(支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務従事可能) ・従事者・・・15人未満 専従1以上 15人以上 利用者1人に必要数
	設備	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂、機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ・静養室、相談室、事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他設備、備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供に必要な場所(3㎡×利用定員以上) ・必要な設備、備品
	運営	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明、同意 ・提供拒否の禁止 ・介護員等の清潔の保持、健康状態管理 ・秘密保持 ・事故発生時の対応 ・苦情の処理 ・非常災害対策 ・廃止、休止の届出と便宜の提供 等 ≪現行の基準と同様≫	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ個別サービス計画の作成 ・従事者の清潔の保持、健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止、休止の届出と便宜の提供
報酬及び利用者負担額		※国が示す報酬単価を準用(加算同様) <ul style="list-style-type: none"> ・週1回程度利用 16,470円/月 ・週2回程度利用 33,770円/月 ●負担割合は1割(高額所得者は2割)	※村独自の単価 <ul style="list-style-type: none"> ・2,970円/回(2～4時間程度、送迎あり、入浴なし) ・2,800円/回(2～4時間程度、送迎なし、入浴なし) 昼食代別途 ●負担割合は1割(高額所得者は2割)